

「電子書籍に対応した著作権」（仮称）の主体及び客体について

1. 権利の主体

（1）現行法における扱い

「著作物を^①文書又は図画として^②出版することを^③引き受ける者」（79条1項）

【参考】『著作権法逐条講義 [五訂新版]』加戸守行 442-443 頁参照

- ① 「文書又は図画」とは、著作物を文字・記号・象形等を用いて有体物の上に直接再現させたもの。視覚的固定物（映画フィルムやビデオテープ等）や聴覚的固定物（録音テープやレコード等）は、直接的に視覚に訴えるものではないため、文書又は図画の範疇には含まれない。
- ② 「出版」とは、著作物を文書又は図画として複製し、その複製物を刊行物として発売・頒布すること。
- ③ 「出版権者」となり得るのは、自ら出版することを予定し、かつその能力を有する者。複製権者と出版者との中間にあって出版契約を仲介したり代理したりする性格の者が出版権者となり得るわけではない。

（2）紙の出版物及び電子書籍等の配信における実態

関係者ヒアリング参照

（3）検討事項

「電子書籍に対応した著作権」の設定を受ける主体の範囲

- 設定を受ける主体となる者の検討

2. 権利の客体

（1）現行法における扱い

「^④印刷その他の機械的又は化学的方法により^⑤文書又は図画として複製」（80条1項）されたもの

【参考】『著作権法逐条講義 [五訂新版]』加戸守行 442、445 頁参照

- ④ 手写しや手書きでの複製は対象外。
- ⑤ 上記①参照。

（2）紙の出版物及び電子書籍等の配信における実態

関係者ヒアリング参照

（3）検討事項

「電子書籍に対応した著作権」の設定の対象となる客体の範囲

- 客体を限定することの要否
- （客体を限定する場合）問題となり得る対象の検討
 - － 電子的な文書又は図画のうち、ホームページ、ブログ、メルマガ等
 - － 音楽（音声を含む）や映像等を含むいわゆるリッチコンテンツ
 - － 音楽（音声を含む）や映像のみのオーディオブック、ゲーム等
 - － CD-ROM、DVD等の記録媒体により提供されるもの

（以 上）

<参照条文>

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

（出版権の設定）

第 79 条 第 21 条に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権者」という。）は、その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

2 （略）

（出版権の内容）

第 80 条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

2 （略）

3 （略）